

保護者の皆様へ

認定こども園・保育所等入所調整の一部変更について

令和8年8月1日から施設の受入体制の充実と、より円滑な事務手続きのため、下記のとおり運用を変更いたします。

1 入所月変更ルールが変わります

これまで回数制限のなかった「入所月変更」について、今後以下のとおり変更します。

①変更回数	入所決定後の入所月変更は、 <u>児童1人につき1回まで</u>
②2回目の変更	「入所辞退」となります。新しく希望される入所月で再度お申し込みいただき、改めて入所調整を行います。
③手続き方法	こども教育課窓口で申請してください。育児休業からの復帰日変更に伴う場合は、「就労証明書」（復帰日の記載のもの）を併せて提出してください。

2 日本に住民登録がない児童の入所申込みルールが変わります

入所申込時に日本国内に住所を有せず、今後日本国内に住所を有することが見込まれる児童については、保護者が国内に居住している場合に限り、入所申込みを受け付けていましたが、今後以下のとおり変更します。

- ①日本国内に住民登録がない児童の入所申込みはできません。
- ②入所が決定していても、入所日までに海外へ転出される場合は、入所できない場合があります。
- ③海外への転出が決定した場合は、速やかにこども教育課（0795-43-0546）までご連絡ください。

【お問い合わせ】 加東市教育委員会事務局 こども未来部 こども教育課（庁舎4階）

〒673-1493 加東市社50番地 電話 0795-43-0546（直通）